

研究助成金・奨学研究一時金  
選定要項

公益財団法人 野村学芸財団

## ◇公益財団法人野村学芸財団の目的

この法人は、経済的理由により就学が困難な事情にある優秀な学生・生徒に対し奨学援助を行い、もって社会有用の人材を育成し、あわせて学術及び芸術の研究を助成し、わが国の教育の発展と世界文化の進展に資することを目的とする。

## ◇研究助成金・奨学研究一時金贈呈の基本方針

1. 研究助成金・奨学研究一時金は、人文科学・芸術・自然科学に関する貴重な価値を有する研究ないし業績に対して贈呈する。選考に当たっては、従来比較的留意されなかった部門に対して特に力点を置き配分することを旨とする。  
その一般の原則は、人文科学・芸術・自然科学の順位に従って優先させ、自然科学については応用よりも基礎研究並びに理論研究を優先させることとする。
2. 研究助成金・奨学研究一時金の贈呈に当たっては国籍を問わず日本人にも外国人にも与えることとする。

## ◇研究助成金・奨学研究一時金贈呈の対象

学術研究者・芸術の従事者に対する助成について本財団は下記の条項に該当するものを選考の対象とする。

- (1) 東西の学術・芸術の交流に貢献する研究ないし業績。
- (2) 人文諸科学の分野においては、比較文化的視点ないし方法に基づき世界各国の文化の歴史的個性につき理解を深めるのに寄与する研究。
- (3) 芸術の分野においては音楽を主とする。

- (4) 自然科学の分野においては、実験的ないし理論的方法に基づき自然現象の法則性について理解を深めるのに寄与する基礎研究。
- (5) 東西文化の理解を深めるのに基礎的に必要な教育法と教育制度。
- (6) 博士課程後期の在籍者で(1)から(5)のような研究の緒についているものについては奨学研究一時金の対象とする。
- (7) 過去に本財団の研究助成金または奨学研究一時金の贈呈を受けたものは応募できない。

#### ◇研究助成金・奨学研究一時金の選定手続

1. 研究助成金・奨学研究一時金贈呈の対象を選定するに当たっては別に設ける選考委員会にその決定を委嘱する。
2. 選考委員会は原則として6月および12月に開催し、出願書類を検討の上、所定の手続に基づき、研究助成金・奨学研究一時金贈呈の対象となる研究または業績を決定する。
3. 選考委員会は所定の申請書用紙に記入された事項以外に必要なに応じて詳細な資料の提供を求めることがある。

#### ◇贈呈金額および発表

1. 研究助成金の贈呈対象は原則として毎年1～2件、奨学研究一時金は1～2件程度とする。
2. 1件あたり研究助成金20万円内外、奨学研究一時金20万円内外とする。
3. 選考結果は6月および12月に発表する。